

# 18歳が選挙権を持つ意義

名古屋大学大学院法学研究科 教授

本 秀紀



専門は憲法。憲法秩序における政党の位置づけ、民主政の規範理論、「市民的公共圏」の憲法学的分析などの研究をすすめている。

「大学の〈知〉の現在を考える」名大アゴラ・連続セミナー（第3回）より  
※当日配布のレジュメは54頁以降に掲載

㊦ 編集部の責任で講演原稿をまとめさせていただきました

## はじめに

**皆**さん、こんにちは。名古屋大学法学部で憲法を教えている本秀紀です。私は憲法の観点から民主主義を研究しており、名大アゴラのチームの中では民主主義グループに入っています。今日は、選挙前なので、18歳選挙権についてお話いたします。

本日6月23日は、沖縄慰霊の日で、沖縄戦が終結した日で、追悼式典が行われました。安倍首相も来賓として出席して、「沖縄県民の負担について軽くするように努力して」みたいなことを言っていました。最近、元海兵隊員による女性殺害事件があったので、県民からは「帰れ！」とか言われていました。これは、基地の負担を沖縄に押し付けてきた日本の民主主義の在り方が今も問われ続けているのだと思います。今回の選挙では、それほど大きな争点になっていませんが、本土でこそ、この問題は争点になるべきだと

思います。

7月10日に行われる参議院選挙が、昨日、公示になりました。その争点を政権側は隠そうとしています。新聞などでは、改憲派が3分の2を確保するかどうか争点があると言っています。衆議院ではもう（改憲派が）既に3分の2を超えているので、もし参議院でも3分の2を確保すれば、安倍首相は選挙で信を得たという形で改憲の議論や発議に向けて邁進すると予測されます。

大雑把に言うと、野党4党で54議席を確保しないと、改憲派が3分の2以上になってしまいます。野党4党の改選議席は50ですので、4議席増やさないとイケない。非常に厳しい状況です。参議院の選挙制度は半数改選で121議席。うち選挙区のほうが73で、そのうち32ある一人区で勝敗を決することになります。小選挙区は、大政党に有利ですが、今回は、野党共闘と市民グループが、政党を動かす新しい状況が生まれています。

昨年の夏以来の政治的うねりを見ると、新しい政治文化が選挙に持ち込まれ、それで選挙も変えようとしていると言えます。市民が政治を支え、政策形成においても市民の考えを政治の世界につないでいくことが行われようとしています。選挙は公約を通じて行われるので、例えば市民連合と候補者が政策の協定を結べば、当選したあとにはそれを実現しなければいけないという縛りが一般の公約よりも強く利きます。そういう形で新しい民主主義の状況が生まれていくだろうと思われま

す。選挙前ですので、本来はそのような政治情勢を論ずるべきかも知れませんが、今日は名大アゴラらしい企画ということで、ふだんの研究の知見をベースにして、現在の状況との関わりで問題提起をすることにしたいと思っています。

「18歳が選挙権を持つ意義」というタイトルをいただきました。今回、新しく有権者となる18歳と19歳の人は240万人ぐらいです。有権者の全体から見るとわずか2%ですが、有権者の質的拡大は70年ぶりのことです。そのことが日本の民主主義に与えるインパクトについて皆さんと考えていきたいと思

## 1. 「シルバー・デモクラシー」について

**最**初にシルバー・デモクラシーという話をします。要するに有権者は高齢者が多い。さらに投票率も高齢者のほうが圧倒的に高く、若い層はすごく低い。詳細は「衆議院議員総選挙における年代別投票率（抽出）の推移」という資料を挙げております。政治家は選挙民の欲することを優先しがちになるので、高齢者向けの政策が優遇される。だから、民主主義は、悪い言い方をすると、シルバー世代に乗っ取られているというような、多少否定的なニュアンスがあります。しかし、それは本当なのかと考えてみます。

2012年の総選挙のときのデータから作った「年齢別選挙権人口と投票者数」という円グラフでは、内側の円が有権者比で、20代の方は有権者の13%でした。外側の円が投票者比で、20代の方は投票者の8%でした。2012年の総選挙のときは投票者数の45%が60代以上で、20代と30代は合わせても22%しかありませんでした。数字だけ見ると先ほど言ったシルバー・デモクラシーの弊害が言えそうな気がします。しかし有権者数で見ると、60代以上は40%、20代、30代は29%ですから、開きがあるとも言えますが、そんなに大きな開きがあるわけではありません。しかも、60代以上というのは70代、80代、もっと上の人もみんな入るわけです。だから、少なくとも60代、70代、80代ということ言えば、むしろ20代、30代、40代のほうが数は多い。20代から見ると単純な足し算で45%になります。投票者数を引いてみても、60代以上は45%台ですが、20代から40代は38%ですので、そんなに大きな差があるわけではありません。

さらに「衆議院議員総選挙における年代別投票率（抽出）の推移」を見ても、世代別の割合でいけば、若い世代は相対的に見て昔から低いわけです。先ほどの近年の傾向を見ても大体平行移動になっているので、特別に最近の若い人の投票率が下がっているわけではありません。いま投票率が高い世代も、若い時には投票率が低かったのです。政治というものを自分の問題として感じられるようになるのは、社会で経験を積んでからです。世の中の問題に気付く人が増えてきて、ようやく、「やはり選挙に行かなければいけない」

となる。ですから、若い世代の投票率が低いのは、そんなに不思議なことではないと思います。

シルバー・デモクラシーという考え方は、ある一定の想定を前提にしています。それは、有権者は自分の利益だけに基づいて投票し、逆に代表者は、支持してくれる人の利益になることだけをするという前提です。しかしそれは、「日本国憲法」の代表観、民主主義観からすると、そのまま受け入れられる考え方ではありません。もちろん有権者が自分の利益に敏感になるのは当然ですが、同時に、自己の利益のみではなく、公共的な観点からの判断もすべきだろうと思われま

す。例えば最近、「保育園落ちた日本死ね」というブログ記事が話題になりました。これは「一億総活躍社会というスローガンは立派だけれども、実際には保育園に子どもを預けられない。子どもを預けられなかったら自分は働けない。自分が働くか、子どもを育てるのをあきらめるか、どっちかしかないじゃないか」、そういう非常に痛切な叫びでした。これに対して子育て世代が敏感に反応して、「保育園に落ちたのは私だ」といってすぐに集まったのは当然です。ではその他の世代は、「私は関係ない。保育園に子どもを預けることができないという親御さんたちがいても、自分には関係ないからどうでもいい」となるのでしょうか。

あるいは大学の授業料は非常に高い。奨学金も一応ありますが、ほとんどが貸与で、しかも利子付きなので、実は借金です。大学を卒業したらただちに借金返済が待っています。そういう事情が分かれば、本当は大学に行って勉強をする力があるのに、それをあきらめる人たちも出てくると思います。これは学生や学生にならんとしている人たちだけの問題なのでしょうか。同様に、沖縄の基地負担の問題も沖縄の人たちだけの問題なのでしょうか。このように考えていくと、国政は、自己利益だけでは判断できないはず

です。「日本国憲法」は、国会議員を「国政を担う国民代表」という言い方をします。憲法第43条1項に「両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを構成する」とあります。ここに込められた意味を考えると、代表者が一部の人の利益のために働くことは想定されていません。有権者も、自

己の利益を実現することだけを考えて投票するのでは、民主主義的とは言えない。では、何が公共的観点なのか。

現実には各政党の政策を見ると、「学ぶ権利を保障し、子育て支援もしっかりする。高齢者の福祉も手厚くやります」と、総合的パッケージとなっています。仮に「若い世代は応援するけども高齢者の面倒は見ません」という若者優遇を打ち出して、若い世代の投票率を向上させようと考えても、若い世代の投票率が上がる保証はありません。逆に、先に保育園のケースで見たように、若い人たちが、自分で考えて「これは問題だ」と意識すれば、単に投票に行くだけではなく、政治に対しても、なんとかそれを変えてもらいたいと訴える形で行動するところまで行くのです。

## 2. 選挙権と民主主義

―― つ目に、選挙権の歴史を振り返ってみます。「日本国憲法」は、国民主  
―― 権の憲法です。今日、経済的に発展している国々では、一般的に「国民主権」を掲げています。国民主権とは、国民全体が主権者であるということですが、近代の始めには、教養と財産のある一部の市民による統治にすぎませんでした。憲法学の用語で言うと、「純粹代表制」です。これは、代表者が、選出母体の国民の意向とは関わりなく、全国民のために代表者が「よかれ」と思う政治を実現することが望ましい、という考えです。リンカーンの演説、あるいは「日本国憲法」の「前文」に見られるような「for the people」のみが強調されており、「by the people」ではないわけです。

ところが資本主義の発展とともに階級の分裂が起こり、「国民」と十把一絡げにされた人々の中にさまざまな利害の対立・分裂が生じてきました。すると、代表者と民意が対立する状況も生まれ、一部の教養と財産を持った人たちだけが代表となるという考え方は維持できなくなりました。そして自分たちは代表されていないと感じる人々が普通選挙運動を行うようになり、徐々に選挙権が拡大されるようになりました。

「普通選挙」は、universal 選挙の翻訳語で、誰もが選挙権を持つということです。最初は男性だけに限られていましたが、やがて男女普通選挙に拡大し、国民主権が実質化しました。それとともに「代表」の考え方も転換しました。「議会制民主主義」は、今日、当たり前になっていますが、もともと「議会制」は、国民が参加しなくても、一部の人たちが「全体にとってこれが利益だろう」と思うことをやっていたので、必ずしも民主主義的とは言えなかったのです。しかし「代表」観が転換したことにより、初めて「議会制」と「民主主義」が結合することになりました。この「代表」観は、代表者が有権者の意志に従うべきとする考え方です。つまり国民主権を本当に実行するためには、直接民主制が採られるべきですが、人口の多い国家では、便宜的に代表制をとるという考えです。したがって、代表者は、有権者の意志をなるべく反映しなければなりません。ただし現実には、必ずしもそれが一致するとは限らないので、代表者と有権者の意志を一致させるような、制度上ないしは運用上の工夫が行われています。

例えば、国民の間にあるさまざまな考え方の違いを選挙制度で議会の中に移し替えるような、比例代表制のような仕組みにすることや、政党ごとの公約を、選挙を通じた形できちんと守らせる、あるいは議会が国民の意志を反映しないときには、国民投票制度を導入して、国民自らが物事を決定する方法を採ることなどです。ただし日本では、憲法改正を除いては、憲法上の明文規定がないので、国民投票による意志表示は困難です。

最近では、被制度的民主主義の手法も用いられるようになってきました。つまり、選挙のときに代表者を選ぶだけでなく、そのあとに代表者が国民の声を聞いて政治を行うか、常時監視していく仕組みを通して、代表者と有権者の意志を一致させていく努力がなされるようになってきました。もしも関心がある方は、私が編集した『憲法講義』（日本評論社）をご覧ください。いただければ幸いです。

資料に「各国の普通選挙が認められた年」として、男子と女子について挙げてあります。それから、「選挙権拡大直後の国政選挙の有権者比率」も挙げています。1946年には、二十歳以上の男女すべての人に選挙権が与えられ

た戦後最初の選挙がありました。このときの有権者比率は、48.7%でした。今日では、国民全体の有権者は80%を超えています。「世界各国・地域の選挙権年齢」を見ると、選挙権が付与される年齢は、18歳以上というところがほとんどです。国によっては16歳、17歳もありますが、これまで「20歳以上」という非常に少ないグループに属していた日本も、ようやくグローバルスタンダードに追いつくところまで来ました。

選挙権獲得の歴史を見ると、一部の者、特権階層に政治を任せておけないという大衆が、政治参加への不可欠の権利として、普通選挙を闘い取ってきたという歴史があります。今日では普通選挙制は当たり前なのですが、普通選挙制が成立したことのインパクトは非常に大きかったと言えます。近代国家、あるいは近代憲法では、すべて人は「生まれながらにして自由で平等な存在」が、建前としては成立したわけですが、現実的にはそのようになっていませんでした。普通選挙制は、それを現実のものとする契機になったと思われれます。「日本国憲法」の言葉で言えば、すべての人の「幸福追求権」という形で実現する前提が、普通選挙制によって出来上がったと言えるのです。

普通選挙制では、少なくとも形式的には一人一票を確保するわけです。当たり前のような感じがするのですが、非常に画期的な事柄でした。制度化されると習性になってしまっていて、それがいかに意味のあることかということ意識しないようになりますが、この普通選挙権というのは、政治的共同体の一員であれば必ず確保されなければならない、そこから誰一人も排除されてはならない、これはすべての権利のベースにあるという意味で基底的权利と言えるわけです。これが成立したことによってすべての人が、同等の尊厳ある存在として承認されたのです。

近代的な人権というのは、建前としては普遍的なものです。生まれながらにして誰しもが、自由で平等な存在として人権が保障されているはずなのです。実際にはマイノリティに対する差別や排除が存在し、ある意味では「しかたのないこと」として正当化され、見過ごされてきました。これに対して選挙権は、最高裁の判例でも、一人一票を行使できないとは言ってはいけない、そういうふう考えられてきました。

歴史的な過程において、政治に参画することによって初めて人間らしい暮らしができるということで、多くの人々が血を流しながらこの権利を獲得してきました。そのような意識が希薄化するにつれ、権利はあってもそれを行使しない人も出てきました。あるいは、選挙にあえて行かないという人もいます。政治に期待しないということで自覚的に権利行使しない人もいます。それが投票率の低下になっています。

投票率の低下は世界的な傾向ですが、日本の場合には非常に極端です。世界の状況を見ると、イギリスでは65%超で、ドイツが70%超です。ドイツは1970年代には90%以上でしたから、70%台になったときに、「ドイツの民主主義は死んだ。えらいことになってしまった」と言われたぐらいです。オーストラリアは投票しなければ罰金が科せられる強制投票制をとっているため、95%超です。なぜオーストラリアが強制投票制にしたかという点、投票率が55%ぐらいに落ちたからです。日本を見ると、2014年の総選挙では52%しかなく、私は強制にするのは憲法違反だと思っていますが、この投票率が下がってきたということについては、考えなければならぬと思っています。

先ほどは、主権者意識が希薄化してきたからだと言ってしまいましたが、有権者の意識の問題として簡単に片付けてよい問題ではありません。特に日本の場合には制度的な要因も大きいのではないかと考えています。ドイツは70%と言いましたが、1967年からの「衆議院議員総選挙における年代別投票率（抽出）の推移」を見ると、日本の投票率は大体70%前後で推移してきたわけです。それが1996年に初めて60%を切りました。そのあと60%以上になったけれども、また59%になる。このころ投票率が低下しています。これが最初に下がったところで、またちょっと上がって、そのあとガンガンと下がり、2014年選挙では52.66%になってしまいました。

私は選挙の分析の専門ではありませんが、1996年は、その前に選挙制度改革が行われ、3～5人の定数の中選挙区制度が小選挙区制度になったために投票率が下がったと考えられます。中選挙区制では、同じ選挙区にいる複数の候補者が争うので、同じ政党同士で争うことも生じます。政党の政策では違いがないので、政策ではないところで勝負をすることになり、利益誘導、

場合によってはお金が乱れ飛ぶことが問題になりました。小選挙区制では、政党が政策を公表し、国民が選挙で政策を選ぶことになるので、国民の意志に基づいた政策が実現することが期待されました。

簡単には言えませんが、選択肢が明確になると、投票率が上がらないということも起こり得ます。この選挙制度改革によって、今までこういう政策がよいなと思っていた人たちが投票する場を失ってしまったのです。小選挙区制で生き残る必要が出てきてしまったために、有権者から見ると、その政党に託そうという政策が公約からはずれることも出てきたのです。自分が託す受け皿がなければ、それは投票には結びつきません。

これとは別に、最近投票率が落ちているのは、政策の争点隠しが起きていることが原因です。小選挙区制度の前提は、政党が自らの政策を堂々と語り、それを国民が判断して投票するということです。しかし、政党が自分のやろうとしていることを言ってしまうと票が集まらぬと判断して明らかにせず、テレビの党首討論でも、「改憲が争点ですね」と言われて、「いやいや、そんなことはありません」と言ったりしている。その結果、選挙前の公約を政党が実行していくという図式が崩れ、選挙で勝った政党が、公約もしていなかったことを実行しようとするわけです。そのようなことを考えていたら、参考文献として挙げた小沢隆一さんたちの『市民に選挙をとりもどせ！』という本を見つけました。そこで取り上げられているのは「政治的有効性感覚」です。国民は自分が1票を投じることによって、自分が政治に影響を及ぼしているか、あるいは国民の意志が国政に反映しているかどうかを考えます。「政治的有効性感覚」についてNHK放送文化研究所が調査したのを見ると、これが落ちているのが1998～99年であったと言っています。

このように見ると、「投票率の低さ」の問題は、単に投票率を上げればよいという問題ではなく、何のために投票するのかを回復する必要があるということになります。自分自身、あるいは身近な人が、これから自分たちが生きていく日本という国にとって、望ましい選択を選挙で問う、そういう趣旨が回復されて初めて投票に行く気も起これば、それなりの民主主義的な選択が行われることになります。

### 3. 18歳選挙権のインパクト ——自由で民主的な選挙への契機として

**最**後に、「18歳選挙権がもたらす民主主義にとってのインパクト」について問題提起をしたいと思います。

18～19歳に選挙権が認められたからといって、一気に政治が変わることはないでしょう。しかしある程度長いスパンで考えれば、18歳選挙権が実施されることによって、選挙の在り方が、より自由で民主的なものへと変化する契機となるかも知れません。主体的な努力なくしては、そうなりません、その契機には十分なと思います。

18歳選挙権は、いわゆる「たなぼたの権利」で、18歳とか19歳の人たちが「なぜ私たちには選挙権がないのか。おかしいじゃないか。私たちにも選挙権を寄越せ。」と要求して得た選挙権ではありません。そのため、彼らにとっては「私たちが投票しちゃっていいのかしら」みたいな戸惑いがあるのかも知れません。

実際、18歳選挙権が認められてよかったかどうか、高校生にアンケートをとると、「認められてよかった」という人と「分からない」という人がそれぞれ3割、4割ぐらいです。最近の調査を見ても、選挙に「行かない」と答えた人はほとんどいないのですが、その一方で「分からない」という答えた人も多いのです。

4月28日の読売新聞に、政治に関心を持つ若者の割合の国際比較が載っていました。それによれば、ドイツ69%、韓国61.5%、アメリカ59.1%、日本は50.1%でした。この調査の前提は、18～19歳に対してすでに選挙権を附与している国と比較して、政治に関心を持つ若い人たちが同程度いたら、「(18歳)選挙権」は有意義であったと言える、ということです。日本は50%ですが、おそらく若い人たちには戸惑いがあるだろうと思います。

高校生のためには、総務省と文部科学省が「私たちが拓く日本の未来 有権者として求められる力を身に付けるために」という冊子を作り、全国に配布しています。中を見ると、制度の説明と、それから学校での指導法(模擬

投票なども含めた授業実践)が入っています。それを使って学校現場でも取り組みが進められています。私も附属高校でお話をさせていただきましたが、先生たちも、まだ戸惑っている感じでした。

この教材自体は、そんなに悪くないと思いますが、文部科学省は一方で、教師に対して政治的中立性を冒さないようにという締め付けを行っています。授業のテーマやその内容だけでなく、資料として配布する新聞も、一体何紙配ったらいいのか、先生たちも困っています。また自民党は、早ければ秋の臨時国会に教育公務員特例法の改正案を提出しようと考えているようです。改正案では、政治的中立に反したら3年以下の懲役または100万円以下の罰金を科すことになっています。

現時点でも、先生たちがある新聞を資料として使ったら、それを子どもが家に持ち帰り、親が見て、「あの先生は偏っている」という話になる。それがいろいろなところに流れて、やがて教育委員会からクレームが付く、ということになります。それで、すごい萎縮効果が働いています。罰則、場合によっては懲役刑という話になったら、もう、当たり障りのないテーマで両論併記になるか、とりあえず政府の見解を言っておけばいいということになってしまいます。これは、実際には非常に偏っているのですが、教師を評価する人たちはそういう目線で見えるわけですから、それが「偏っていない指導法」ということになりかねないのです。

教育の現場で、特定の候補者や政党を支持せよとか、支持するとか、そういうことを目的とする学習はもちろん望ましくありません。しかし政治的な判断力を養うためには、具体的な政治課題を取り上げなければ話にならないわけです。その場合、厳格な意味で政治的中立を確保するのは、不可能かつ不適切です。「18歳で選挙権を得る主な国の主権者教育」を見ると、イギリスの学校では「授業で争点に対立する問題の討論」を行っています。いろいろな考え方があって、それを生徒たちが自分で考えて、「私はこう考える」「いやいや、私はこう考える」「えっ、なんでそうなるのか」と討議することによって自分なりに問題を考えるようになっていくわけです。ほかの国でも、さまざまな取り組みが行われています。

高校生の政治活動については、それを制約するような法律はないのに、1969年に文部省の通達が出て、禁止しようとしてきました。それ自体が憲法違反だと言わざるを得ません。2015年、文部科学省は新しい通知を出して、「学校内は禁止」ということになりました。確かに一部解禁になりましたが、学外の活動でも「制限又は禁止することを含め、適切に指導を行うことが求められる」としています。

例えば愛媛県内の全高校では、デモに高校生が参加するには、「学校に届け出をなさい」という校則を制定しました。政治活動は、国民の表現の自由の一環として憲法21条に保障された権利です。有権者であるかどうかに関係なく、憲法上、誰に対しても保障された権利で、それを規制する法律もないのに、生徒の自主性に委ねないのはナンセンスです。

18歳選挙権のインパクトの一つは、学校現場に政治が持ち込まれるということの重要性です。先ほどお話ししたように、具体的な政治課題にはさまざまな立場があることを理解することが必要で、自分だったらどのように考えるかという意見を自分で表明する、あるいは友達と議論をする。そういうことが非常に大切です。本来、選挙権が20歳だったとしても、そういう教育が行われてきてしかるべきだったのですが、今までは行っていませんでした。でも少なくとも建前上は、「18歳で選挙権があるのでやはり必要だね」という話になったことは、非常に重要だろうと思います。

本当の教育は、政治的な問題をさまざまに考え、単に学校での勉強だけではなく、家庭、地域、職場でも同じように自由な政治的議論が行われるという環境でなされるべきです。日本では、政治的なものは、汚らわしいとか、特別視されてきましたが、今の若い人たちは、SEALDsの人たちも含めて、政治というのは特別ではなく、自分たちの生活に直接関わってくるものだからこそ声を上げないといけないとしきりに訴えています。

もう一つのインパクトは、2013年に解禁されたネット選挙との関連です。ネットは圧倒的に若い人たちのツールなので、18歳選挙権とネット選挙解禁との相乗効果は大きいはずで、日本の公職選挙法は「べからず選挙法」と呼ばれ、公示されると同時に選挙運動期間に入るので、やれることがほとん

どないと考えてきました。しかし、この前、「公示。これでいまからやれることがいっぱい増えてうれしい」というツイートを見て、目からうろこでした。確かにそうです。公職選挙法はさまざまな制限があって、ネット上の表現も、法律上の文言、文書等は規制に引っ掛かるので、公示になった途端に更新できなくなりました。しかしインターネット上の選挙運動は、事実上自由なところもあり、電子メールはだめでも、そのほかのSNSなどは、やりたい放題できます。公示日になった途端にいろいろできることになった。そういう話です。

インターネットがもたらした「新しい民主主義文化」は、今年の夏以来、安房関連法案の反対運動となって発揮されました。政府がなんとしても隠したいという情報を発掘してそれを拡散する、集会やデモの情報を瞬時に拡散する、インパクトの強い画像や映像を共有することが行われました。そしてインターネット上でのアクションにとどまらず、それがリアルな民主主義的な空間と接続することによって、あの運動が大きく盛り上がっている。それが選挙文化の変革につながっています。選挙戦の期間は非常に短いのですが、この短期戦でインターネットが果たす役割とか効力というのは非常に大きいものです。

例えば、衆議院北海道5区の補欠選挙では、池田まきさんを応援する人たちが一つのモデルを作りました。池田まきさんは当選しませんでした。ネットを通じた前哨戦的な選挙戦の方法は、今回の参議院選挙で生かされるでしょう。これまで選挙運動の主体は政治家であって、市民は観客でしかありませんでしたが、誰もが主体になり、参加できる選挙となるのです。しかもそれは、市民連合、野党共闘といったリアルな場面にも参加できる。そのような選挙文化の変革が起きれば、なんでネット上だけ自由にできてリアルな空間ではチラシも撒けなければポスターも貼れないのかという話になって、「べからず選挙法」を変えていくという、大きな流れにつながっていくのかも知れません。

時間を超過しました。とりあえず私の話は終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。(拍手)

名大アブラ「名古屋大学人の会」連続セミナー第3回「民主主義を考える」①

## 18歳が選挙権を持つ意義

2016.6.23 名大アジア法交流館  
本 秀紀 (名大法学部・憲法)

はじめに

〈2013年参院選挙の比例代表制によるシミュレーション〉 投票率 52.61% (選挙区)

議席数	得票率 (選/比)	実際の選挙結果 (選/比)	非改選 計	比例区	得票率による試算
自民党	42.7/34.7	47 (64.4)	+ 18=65 (53.7)	50	115 42 + 29 (24.1) = 71
民主党	16.3/13.4	10 (13.7)	+ 7=17 (14.0)	42	59 16 + 38 (31.6) = 54
公明党	5.1/14.2	4 (5.5)	+ 7=11 (9.1)	9	20 17 + 16 (13.1) = 33
みんな党	7.8/ 8.9	4 (5.5)	+ 4= 8 (6.6)	10	18 11 + 16 (13.6) = 27
共産党	10.6/ 9.7	3 (4.1)	+ 5= 8 (6.6)	3	11 12 + 7 (6.1) = 19
維新の会	7.3/11.9	2 (2.7)	+ 6= 8 (6.6)	1	9 14 + - (-) = 14
社民党	0.5/ 2.4	0 (0.0)	+ 1= 1 (0.8)	2	3 3 + 5 (3.8) = 8
生活の党	1.2/ 1.8	0 (0.0)	+ 0= 0 (0.0)	2	2 2 + - (-) = 2
新党改革	- / -	- (-)	+ - = - (-)	1	1 - + 2 (2.0) = 2
みどり風	1.2/ 0.8	0 (0.0)	+ 0= 0 (0.0)	0	0 1 + - (-) = 1
新党大地	0.8/ 1.0	0 (0.0)	+ 0= 0 (0.0)	0	0 1 + - (-) = 1
無所属他	6.5/ 1.2	3 (4.1)	+ 0= 3 (2.5)	1	4 -
合計	100.0/100.0	73 (100.0)	+ 48=121 (99.9)	121	242 119 113 232

### 1 「シルバー・デモクラシー」について

- ・「シルバー・デモクラシー」論をどうみるか？
- ・数字のマジック？

2012年総選挙：内円＝有権者比、外円＝投票者比

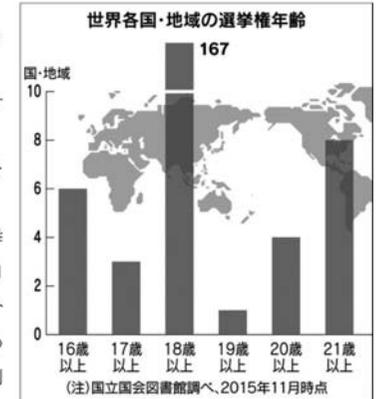


1/4

- ・「有権者は自己利益のみに基づいて投票する」+「代表者は支持者のためにのみ働く」という前提  
←→日本国憲法の「代表」観・「民主主義」観：「全国民の代表」としての議員  
cf. 憲法 43 条 1 項：両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。

### 2 選挙権と民主主義

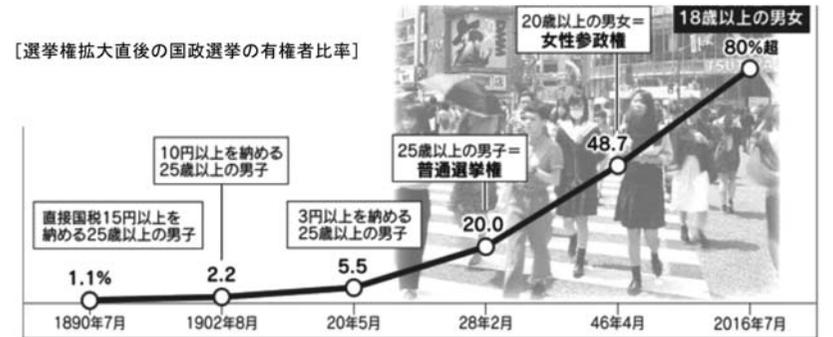
- ・近代「代表」観：「国民主権」とはいつても、元々は「教養と財産のある」一部の市民による統治だった。  
→「純粹代表」制：代表者は選出母体の意思を考慮する必要はなく、むしろ、国民の意向とは関わりなく、「全国民」のために代表者が「良かれ」と思う政治を実現するのが望ましい。  
→普選運動→選挙権の拡大：制限選挙制から普通選挙制へ＝国民主権の実質化→「代表」観の転換：「議会制」から「議会制民主主義」（議会制と民主主義の結合）へ
- ・現代「代表」観：「半代表」制：代表者と有権者の意思が一致するのが望ましい。「代表」制＝直接民主制の代替物 →代表者と有権者の意思を一致させる制度上・運用上の工夫



□本秀紀編『憲法講義』（日本評論社、2015年）第1部第4章第1節・第2部第2章

### 【各国の普通選挙が認められた年】

	アメリカ	ドイツ	フランス	イギリス	ソ連	日本	インド	中国
男子	1870年	1871年	1875年	1918年	1918年	1925年	1949年	1953年
女子	1920年	1918年	1944年	1918年	1918年	1945年	1949年	1953年



2/4

※ 選挙権獲得の歴史：一部の「特権階層」に政治を任せておけない！ →政治参加への不可欠の権利として闘い獲得してきた歴史

※ 普通選挙制成立のインパクト：建前としての「自由で平等な個人」が現実のものとなる契機に → すべての人の「幸福追求権」（憲法 13 条）の実現へ

←→主権者意識の希薄化／投票率の低下：世界の共通事象＋日本の特殊性  
cf. 英＝概ね 65%超、独＝70%超、オーストラリア＝95%超（強制投票制）

### 3 18歳選挙権のインパクト——自由で民主的な選挙への契機として

- ・ 18歳選挙権実施をめぐる状況：  
「たなぼた」としての 18 歳選挙権 → 「新たな主権者」の実感は？  
学校現場での取り組み ←文科省「政治的中立性」の締めつけ cf. 教育公務員特例法の改正？  
高校生の政治活動の「解禁」と抑圧 → 2015 年文科省通知「学校内は禁止することが必要」であり、学外の活動でも「制限又は禁止することを含め、適切に指導を行うことが求められる」？  
cf. デモへの参加の届出制？
- ・ 学校に「政治」が持ち込まれることの重要性：「シティズンシップ教育」・「主権者教育」  
～「教育」観の見直しへ

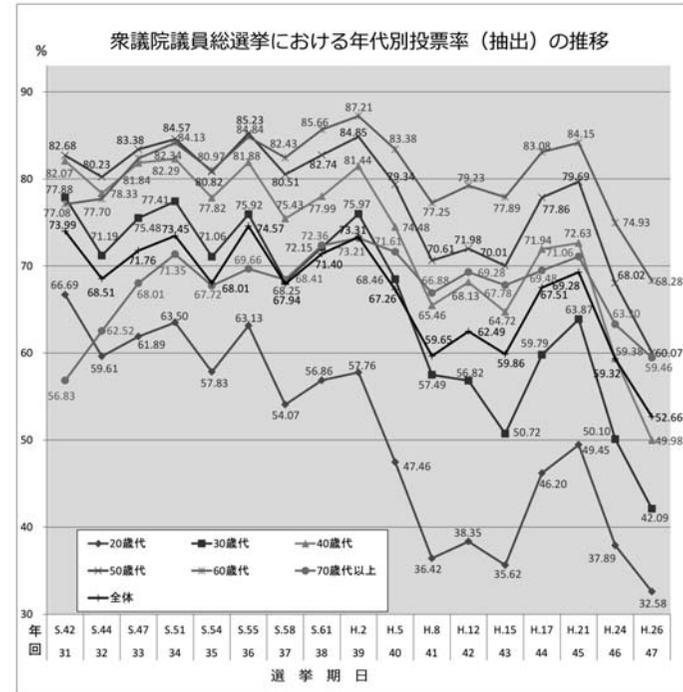
18歳で選挙権を得る主な国の主権者教育など			
英国	ドイツ	スウェーデン	米国
<ul style="list-style-type: none"> <li>投票で争点対立する問題の討論</li> <li>英国議会事務局が模擬議会を実施</li> <li>各地域から青少年議員を輩出する「英国青少年議会」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>連邦議会選にあわせ 18 歳未満の模擬選挙を実施。事前投票も</li> <li>個別の争点への賛否を尋ねて考えの近い政党を探す「ポッドマッチプログラム」</li> <li>教員や保護者、生徒で構成した学校運営に関する幅広い話題を取り上げる「学校会議」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国政選挙にあわせ模擬投票を実施。全国で投票結果を集計</li> <li>学校に政党を招き討議会を実施することを奨励</li> <li>全国青年協議会など若者団体の統括組織が政府に提言</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>時事問題に関する争点を学習</li> <li>実際の選挙にあわせて模擬投票を実施</li> <li>大学が高校生向けに模擬国会を運営</li> </ul>

SNS における選挙活動				
	○おんに投票を!	○月日におんに選挙を!	○投票して大丈夫を!	7月10日は選挙選挙!
公示前				
ウェブ/SNS	×	×	○	○
電子メール	×	×	○	○
電話	×	×	○	○
公示後				
ウェブ/SNS	○	○	○	○
電子メール	×	×	○	○
電話	○	○	○	○

- ・ ネット選挙解禁のインパクト：「これからやれることが大幅に増える！」？  
cf. 「べからず選挙法」におけるポスター掲示・チラシ配布の制限、戸別訪問の禁止など、「選挙運動」の制限＝違憲 → 2013 年法改正、インターネット上の「選挙運動」のみ、事実上ほぼ自由な状態に。  
インターネットがもたらした「新しい民主主義」文化の可能性 → 選挙文化の変革？  
～自由な選挙（→公選法改正）へ

### [参考文献等]

- ママの会@愛知「ココオス」<https://kokoosblog.wordpress.com/>
- 特集「18歳選挙権—主権者教育と民主主義」『民主主義教育 21』10号（同時代社、2016年）
- 川上和久『18歳選挙権ガイドブック』（講談社、2016年）
- 小沢隆一ほか編著『市民に選挙をとりもどせ!』（大月書店、2013年）
- 自由法曹団・18歳選挙権リーフレット [http://www.jlaf.jp/html/menu2/2016/20160613115333\\_5.pdf](http://www.jlaf.jp/html/menu2/2016/20160613115333_5.pdf)
- 野党共闘に若者は？ <http://mainichi.jp/senkyo/articles/20160623/k00/00m/010/077000c>
- 「改憲をめぐる素朴なQ&A」<https://antianpo.wordpress.com>



年	S.42	S.44	S.47	S.51	S.54	S.55	S.58	S.61	H.2	H.5	H.8	H.12	H.15	H.17	H.21	H.24	H.26
20歳代	66.69	59.61	61.89	63.50	57.83	63.13	54.07	56.86	57.76	47.46	36.42	38.35	35.62	46.20	49.45	37.89	32.58
30歳代	77.88	71.19	75.48	77.41	71.06	75.92	68.25	72.15	75.97	68.46	57.49	56.82	50.72	59.79	63.87	50.10	42.09
40歳代	82.07	78.33	81.84	82.29	77.82	81.88	75.43	77.99	81.44	74.48	65.46	68.13	64.72	71.94	72.63	59.38	49.98
50歳代	82.68	80.23	83.38	84.57	80.97	81.88	82.43	82.74	81.44	79.32	77.25	79.23	77.89	83.08	84.15	74.93	68.28
60歳代	77.88	71.19	75.48	77.41	71.06	75.92	68.25	72.15	75.97	68.46	57.49	56.82	50.72	59.79	63.87	50.10	42.09
70歳代以上	73.99	68.51	71.76	73.45	68.01	74.57	67.94	71.40	73.31	71.61	66.88	62.49	67.51	69.28	67.06	63.30	59.46
全体	73.99	68.51	71.76	73.45	68.01	74.57	67.94	71.40	73.31	71.61	66.88	62.49	67.51	69.28	67.06	63.30	59.46

※① この表のうち、年代別の投票率は、全国の投票区から、回ごとに144～188投票区を抽出し調査したものです。  
※② 第1回の60歳代の投票率は60歳～70歳の間に、70歳代以上の投票率は71歳以上の年齢となります。